

青果部関係団体各位

札幌市中央卸売市場
市場長 片貝 太

新型コロナウイルス感染防止のための取引方法の変更等について

平素より、当市の市場行政にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

当市場の新型コロナウイルス感染防止対策については、これまでに周知文書等による場内事業者の皆様への注意喚起や卸売場でのマスクの着用、取引方法の変更（せり取引を入札又は相対取引へ変更）などの対策を講じてきたところです。

青果部においては、感染者の減少や本市感染対策本部会議の方針等を踏まえて、6月1日より段階的に一部品目についてせり取引を再開しております。

この度、札幌市内の新型コロナウイルス感染者の急増を受けて、北海道の対策本部会議において、札幌市に対して「警戒ステージ4相当」の強い対策を講じる必要があることが決定されました。

つきましては、安全・安心な生鮮食料品を安定供給するという市場機能の維持と当市場が感染媒介の場所となることを防止するため、青果部の取引方法について、下記のとおり変更することといたします。

青果部市場関係団体の皆様におかれましては、諸般ご賢察のうえ、ご理解いただきますよう、お願い申し上げます。

記

1 取引方法の変更について

せり取引品目を下記のとおり変更する。

せり開始時間	せり品目	備考
6:30	ごぼう・ながいも・かぼちゃ	・かぼちゃはせり実施期間を冬至（12/21）までの火曜日、木曜日、土曜日のみとし、冬至以降は相対取引とする
6:45	つるし柿	
7:00	ばれいしょ・なす・長なす・キャベツ・白菜・りんご	・にんじん、だいこん、ほうれん草、水菜、小松菜は相対取引
7:20	長ねぎ	
7:30	レタス類・みかんを含む柑橘類・洋梨	・洋梨は隔日で販売 ・ブロッコリー、柿、国産キウイ、ぶどう、干し柿は相対取引

※せりは各売場に設置している固定せり台を使用して行います。

2 取引方法の変更期間について

上記取引方法の変更期間は、令和2年12月3日（木）より当分の間。

3 遵守事項等について

- (1) 市場内では、マスクもしくはマスクに準ずるもの（タオル等）を着用（マスク等をアゴにかけることは不可とする）し、咳エチケット、手洗い、消毒にご協力をお願いします。また、卸売場へ入場をする際は、必ず指定された帽子及び標識を着用してください。
- (2) 食品の汚染防止のため、素手で直に生鮮食料品に触れないようお願いします。
- (3) 店舗等での試食については、慎重に判断していただき、提供される場合は、衛生上の細心の注意を払ってください。
- (4) 発熱、せきなどの症状がある方は、入場させず、休ませるなどの対応をお願いいたします。